

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

課題

- 固定的な男女の役割分担意識は、固定観念にとらわれない人が増えているものの、家庭での女性の家事負担は未だ大きい状況にあるため、男女平等意識の醸成が必要です。
- L G B T Qなどに該当する人が生活しづらい社会となっている現状を踏まえ、子どもの頃からの人権教育や男女平等意識の育みが重要となります。
- 各種啓発活動においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、非接触型の活動への変更が求められているため、効果的な活動方法を検討していく必要があります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
社会全体での男女の平等感	市民意識調査において、「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合	13.2%	20.0%

目標値設定の考え方

- 市民意識調査から評価する。
国調査では24.6%、愛知県調査では14.4%となっているため、2割程度をめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
街頭人権啓発活動回数	中止	4回/年
広報車による市内啓発広報活動回数	中止	1回/年
人権よろず相談実施回数	4回/年	6回/年
市内商業施設にて人権擁護委員の日啓発	中止	1回/年

※成果指標・活動指標における目標値は、令和8年度に実施する第2次プラン中間見直しに合わせ、令和8年度時点の目標値を設定しました。(以降同様)

施策1 人権の尊重

男女共同参画社会基本法の理念に「男女の人権の尊重」が掲げられているように、誰もが性別による差別的な取り扱いを受けず、人権を尊重される環境を整備することは、男女共同参画社会を形成する基盤となります。

本市ではこれまで、人権擁護委員会を中心としながら、あらゆる機会をとらえて、人権に関する啓発活動を行ってきました。今後も一層の人権意識の浸透が図られるよう、これまでの啓発事業の充実を図るとともに、よりわかりやすく効果的な啓発活動を進めていく必要があります。

施策の方向

1) 人権に関する啓発活動の推進

市民に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物を配布し、啓発活動を推進します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動 ●人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発広報活動を実施 	社会福祉課

2) 人権教育の推進

学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育などにおいて、幅広い年代を対象とし、人権問題をテーマとした研究会や講演会・講座等を開催します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●児童館、保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施 ●小・中学校や児童館での人権講話の実施、小・中学校の入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講話の実施 	社会福祉課

また、12月4日から12月10日までの「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼びかけ、明るく住みよい社会づくりを進めます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●人権週間に合わせた市内啓発広報活動、各小・中学校での人権講話の実施 ●市職員対象の人権研修の実施 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者虐待の予防啓発について、広報紙、ホームページに年1回掲載 ●地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月1回実施、民生委員との定例会による連携強化 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施 	学校教育課

3) 人権相談窓口の充実

人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、人権に関する相談に随時応じます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市内4地区での人権よろず相談の実施 ●人権擁護委員の日(6月1日)に合わせた市内2地区で啓発活動の実施 	社会福祉課

施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

全国的に男女共同参画にかかる取り組みは、さまざまな方面から進められており、男女共同参画社会実現のための基盤は整備されつつあります。一方で、社会には性別による役割分担意識が未だ根強く残っており、制度の整備と合わせた一人ひとりの意識改革が不可欠となっています。

令和3年に実施した市民意識調査の結果によると、各分野における男女の平等意識は、H25調査より「男性優遇」と回答した割合が、『職場』以外のすべての分野で高く、この8年間で男女の地位の平等感は停滞している状況です。

市民一人ひとりが「男女共同参画」について正しく内容を理解し、社会通念や慣習の中で形成された固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女がともに個性と能力を十分に発揮することができるよう、対象の性別や年齢も加味しつつ、さまざまな啓発活動を行う必要があります。

施策の方向

1) 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進

男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。

具体的な取り組み	担当課
●「広報清須」及び市のホームページを活用した情報提供の推進	生涯学習課

2) 男女共同参画に関する講演会等の開催

市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図るため、講演会等を開催します。また、講演会等の企画、運営については、市民や市民団体との協働により行います。

具体的な取り組み	担当課
●清須市男女共同参画えみの会を中心とした、市民や市民団体との協働による講演会の実施	生涯学習課

3) 広報物のガイドラインの活用

市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインの活用を図ります。

具体的な取り組み	担当課
●平成28年10月に作成した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用を図る	生涯学習課
●広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知及び活用を図る	人事秘書課

施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、次代を担う子どもたちに、人権の意識や男女平等意識が浸透していることが重要です。学校教育の場において、子どもの発達段階に応じた男女平等感の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育の推進が重要となっています。

また、子どもだけでなく大人も、生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう、学習機会の充実が求められています。

施策の方向

1) 学校等における男女平等を推進する教育の充実

学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図るとともに、子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図ります。

また、男女平等意識の醸成を進めるため、男女混合名簿への移行について検討していきます。

具体的な取り組み	担当課
●道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施 ●市校長会、市教頭会等の会議における啓発、各校の教職員等への意識啓発を促す	学校教育課

2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など、学習機会の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習講座、家庭教育講座における男女共同参画に関するプログラムの充実 ●土日など、働いている男女ともに参加しやすい柔軟な事業の開催 ●「広報清須」及び市のホームページにて、市民及び各種団体に講演会の開催を周知し、啓発を図る 	生涯学習課

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

課題

- 日本の各分野における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べると低い水準にあります。本市においても、国際的水準を意識しつつ、人材登用・育成等の取り組みを強化する必要があります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
審議会等における女性の割合	各年4月における清須市の審議会、委員会の女性委員の割合	34.6% (令和2年4月1日現在)	40.0%
農業委員のうち的女性数	農業委員のうち的女性数	0人	1人

目標値設定の考え方

- 国の「第5次男女共同参画基本計画」に定める「市区町村の審議会等委員に占める女性の割合を40%以上、60%以下にする」という目標値を参考に設定。
- 女性委員の登用をめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
愛知県自治研修所や市町村アカデミー（JAMP）の主催する女性向け研修会への参加促進	0人	1人

施策1 市におけるポジティブ・アクションの推進

国は平成15年に、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」（『2020年30%』の目標）という目標を掲げ、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の1つであるポジティブ・アクションを推進してきました。

しかし、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されていなかったことから、目標の達成には至らず、令和2年に「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取り組みを進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えてさらに上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」としています。

本市では、第1次プランにおいて、「審議会、委員会の女性委員の割合」を30%と目標を掲げており、第1次プランの中間見直し時点では達成できなかったものの、令和2年4月1日現在、34.6%となり目標を達成することができました。一方、国は第5次男女共同参画基本計画において、さらなる向上をめざし、令和7年までに「市町村の審議会等委員に占める女性の割合を40%以上、60%以下」とする目標を新たに掲げました。そのため、本市においても、さらなる高い目標を掲げ、引き続き方針決定過程への女性の参画拡大を進める必要があります。

そのためには、市自らが率先して参画拡大に向けたさまざまな取り組みを進め、情報発信していくことが必要です。具体的には、市審議会等の女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。また、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供を図るなど、市職員や教員等の女性管理職への登用を推進します。

施策の方向

1) 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進

市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。

また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ ● 委員募集の際の広報・周知の推進 ● 登用状況の定期的な調査及び公表 	全課

2) 女性管理職への登用

個人の適性や能力を踏まえ、性別にとらわれず管理職員への登用を行います。

具体的な取り組み	担当課
●男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	人事秘書課

施策2 女性のエンパワーメントへの支援

あらゆる分野に女性の参画を促進していくためには、女性自身の意識の醸成、能力の向上が不可欠です。女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していくため、人材育成の方法や多様な活躍事例、学習支援について情報を提供していくことが重要です。

施策の方向

1) 人材の育成と確保

女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。

具体的な取り組み	担当課
●女性の会、清須市男女共同参画えみの会を中心としたリーダー研修への参加の呼びかけ	生涯学習課
●小・中学校における女性の役職者の登用を図るとともに、研修や講座等への積極的な参加を支援	学校教育課

また、女性の人材に関する情報を幅広く収集します。

具体的な取り組み	担当課
●女性リーダーのロールモデルなどについての調査研究・情報提供	生涯学習課
●小・中学校におけるキャリアデザインを意識した教育の実施	学校教育課

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

課題

- 家庭や地域活動の場における男女の地位の平等感は停滞し、さらに、男女間で平等感に大きな差が生じています。講演会等を通じた家庭生活における男女共同参画の促進が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、講演会等の開催の検討が必要となります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
家庭における平等感	市民意識調査において、「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合	35.7%	40.0%
地域活動の場における平等感	市民意識調査において、「地域活動の場」について「平等である」と回答した人の割合	32.7%	40.0%
男性を主にした食生活に関する教室	開催回数	2回 (令和2年度)	2回

目標値設定の考え方

- 市民意識調査から評価する。
H25調査が35.2%であることから、前回以上の上がり幅をめざす。
- 市民意識調査から評価する。
H25調査が32.0%であることから、前回以上の上がり幅をめざす。また、国の調査では46.5%となっているため、4割程度をめざす。
- 講座数24（前期12、後期12）の中で設定していくため、現状を維持する。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ブロック自主防災組織の規約の策定率	94.7%	100.0%
食生活改善推進員数（男性会員数）	40人 (うち男性会員 7人)	51人 (うち男性会員 8人)

施策1 家庭や地域における男女共同参画の促進

近年、核家族化や少子化が進み、人間関係も希薄化しているなか、家庭や地域における子育てや介護力の低下が問題となっています。

市民意識調査の結果によると、女性は共働きをしている・していないに関わらず、男性と比較して家事・育児・介護などに長時間関わっている傾向にあり、共働きをしていない男性は家事・育児・介護に「まったく関わっていない」と回答している割合が高くなっています。一方、地域活動の中での、男女の不平等感として「仕事をもつ男性の地域活動への参画が少ない」と回答している割合は、H25調査より大幅に減少しています。

近年、結婚・出産後も働き続ける女性が増加しており、家庭や地域における子育てや介護の機能を維持していくためには、あらゆる場面において男女がともに助け合い、支え合う環境を整備することが大切です。

施策の方向

1) 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭において男女がともに家事・育児・介護などについて協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。

具体的な取り組み	担当課
●男女共同参画講演会等を通じた啓発活動	生涯学習課
●父親の参加しやすい土曜日に、児童館及び子育て支援センターにおいて講演会等を開催し、父親への育児参加の啓発を図る	子育て支援課
●体験・参加型のパパママ教室の開催 ●男性の育児参加への啓発に向けた情報提供	健康推進課

また、男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進するとともに、男性がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設の改善を検討します。

具体的な取り組み	担当課
●男性向けの家事教室や料理教室の開催	生涯学習課
●公共施設の新築・改修時における、男性の育児・介護への参画の視点を取り入れた計画の検討	財産管理課

2) 地域活動等への参画の促進

男女がともにさまざまな地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。

具体的な取り組み	担当課
●社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の後方支援	高齢福祉課
●家庭や地域社会にかかる講座の実施	生涯学習課

また、町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域におけるさまざまな地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。

具体的な取り組み	担当課
●老人クラブにおける、高齢者に向けた男女共同参画についての啓発	高齢福祉課
●男女共同参画講演会等を通じた周知活動	生涯学習課

施策2 防災分野における男女共同参画の促進

国では、東日本大震災における教訓、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、災害から受ける影響やニーズが性別や年齢、障がいの有無など、さまざまな社会的状況によって異なることに配慮した防災対策を推進するために、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災対策を強化しています。

本市では、地域の課題を自ら解決するため、市内に105あった自主防災組織を38のブロック組織に再編し、組織の強化を図っています。その中で女性の登用を積極的に促しているものの、未だ女性の人数は少ない状況となっています。また、愛知県の地域防災計画の修正に伴い、清須市地域防災計画においても「避難所運営等の女性の視点の活用」を盛り込んでいます。

これまで、防災・災害時対策に女性の視点が反映されにくかった背景には、防災対策などの計画段階に、女性が参画していなかったことが理由の1つとして考えられます。南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されるなか、国の指針を参考にしながら、平常時から、男女共同参画の視点を持って、防災・災害時対策を講じておくことが必要です。

施策の方向

1) 防災分野への男女共同参画の視pointsの盛り込み

自主防災組織などの地域における防災の取り組みに対し、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう支援するとともに、子どもや若者、高齢者、障害のある人、LGBTQなど、多様な人々への配慮にもつながるよう取り組みます。

また、避難所などの場所において、多様なニーズに応じた安全が確保されるよう配慮し、個人の人権を尊重したうえで、男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品などを整備します。

具体的な取り組み	担当課
●自主防災組織規約への、積極的な女性の登用についての項目等の盛り込みの検討 ●防災会議委員等への女性の積極的な活用 ●避難所における男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品の整備や、プライバシーの尊重・着替え・授乳用の間仕切りの設置の検討	危機管理課

基本目標 4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

課題

- 市民意識調査の結果によると、女性が職業をもつことについて、結婚や出産に関わらず、仕事を続けたいと考える『中断なし就業』を支持する人が男女ともに大きく増えています。家庭と仕事の両立のために各種支援サービスの充実が必要です。
- コロナ禍によって、就労支援や各種サービスの現状に即した最新の情報提供等が難しい状況が生じているため、情報の精査等に努め、有効な情報提供を行う必要があります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
男性の育児休業取得率	市民意識調査において、育児休業を「取ったことがある」と回答した男性の割合	4.3%	19.0%

目標値設定の考え方

- 市民意識調査から評価する。
R3調査において「取りたかったが、取ったことはない」と回答した19.0%が全員取れるようになることを仮定し、19.0%とする。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ファミリー・フレンドリー企業登録企業数	7か所	10か所
ワーク・ライフ・バランスについての啓発の実施	1回	5回
保育所の入所定員	1,780人	1,850人

施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスについては、法律と制度の整備が進められており、その実現が求められています。

本市の女性の労働力率はM字カーブを描いており、また、未婚・既婚の労働力率では、20歳代後半、30歳代前半で大きく凹みが出ているなど、結婚・出産による離職が依然として多いことがうかがえます。市民意識調査の結果によると、女性が職業をもつことについて、「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」と考える『中斷なし就業』支持が、この8年間で男女ともに大幅に増加しています。

女性の就労の増加を踏まえ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現していくための各種支援が求められています。労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な勤務形態の導入、男女ともに育児休業、介護休業を取りやすい環境づくりなど、事業所の理解や協力を得ながら就労環境の改善を進めていく必要があります。また、子育てや介護をしながら働き続けられるよう、一人ひとりの状況に合わせた子育て支援サービス、介護サービスの充実を図る必要があります。

施策の方向

1) 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方に関して関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。

また、就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会における情報提供、意識啓発の推進	産業課

2) 仕事と家庭・地域生活との両立の支援

保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実と、ワーク・ライフ・バランスを保つために家庭における介護サービス等の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課
●子育て支援センターの充実 ●保護者のパートや病気入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になったときの一時的保育の充実 ●低所得者に配慮した保育料の設定	子育て支援課
●広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、介護保険サービス（デイサービスなショートステイ）の必要に応じた利用の働きかけ	高齢福祉課

また、育児休業、介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者働きかけを行います。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、利用の働きかけ	産業課
●市のホームページや子育てアプリ「キヨスマ」を活用した啓発の促進	子育て支援課

ファミリー・フレンドリー企業（育児・介護等の生活と仕事が両立できるような制度を持つ企業）への登録を促進します。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、ファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ	産業課
●「広報清須」、市のホームページ等によるファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ	産業課 子育て支援課

施策2 雇用の分野における男女平等の推進

働く場において、性別や年齢に関わらず、誰もが能力を発揮していくためには、雇用形態や職業選択等における男女平等な労働観が、企業に浸透していることが大切です。

国では、女性の活躍状況の情報開示、登用の成果を上げた企業の表彰制度の創設等を検討するなど、女性の活躍促進に向け企業が自発的に取り組むためのインセンティブ（動機付け）の付与を進めています。本市においても、事業主に対する男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知とともに、男女共同参画を推進する企業に対して、一層の積極的な女性登用に向けた取り組みの強化を進める必要があります。

施策の方向

1) 男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会を通じた働きかけ	産業課

2) 農業・自営業者における労働環境の改善

農業や自営業に従事する家族従業者の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。

また、協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「家族経営協定」等の情報提供や啓発 ●尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及 	産業課

施策3 女性のチャレンジ支援

人口減少が進むなか、多様性のある社会を実現していくためには、男女ともに自らの能力を十分に発揮できる環境を整備していくことがますます重要となっています。全国的に、結婚や出産で一度離職、休職した女性でも、復帰後に、出産や育児等の経験値を活かした新たな視点から商品開発を行うなどの好事例もでてきており、結婚・出産後の復職支援は、多様性のある社会の実現のためにも重要となっています。

意欲のある女性がその能力を十分に発揮し、望むような形で働き続けるためには、研修等に参加するなどの女性自身のエンパワーメントや、出産・育児等のライフイベントを経ながらも就労継続や再チャレンジを行えるよう、就労情報等の情報提供を充実していくことが重要です。

施策の方向

1) 職業能力の向上や再就職への支援

関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる機会での各種情報提供の推進 ●県で行う研修等への参加の促進 	産業課 生涯学習課

基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり

課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の健診等が中止となるなど、健康的な生活を送ることが難しい現状があります。特に高齢者の生活機能低下を防ぐ対策は急務となります。
- 性別にかかわらず、すべての人が互いに身体的・精神的・社会的な多様性を理解し合い、生涯を通じて健康的な生活を送るために、あらゆる年代を対象とした暮らしの支援が必要です。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
乳がん検診受診率・子宮頸がん検診受診率	当該検診の対象となる女性のうち、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診者数の割合	乳がん 14.5% 子宮頸がん 16.6%	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0%
自殺者の減少	地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）	(人口10万対) 20.2	(人口10万対) 14.1以下
子育ての相談ができる人がいる割合	母子健康診査マニュアル報告 4か月児健診統計	97.5%	増加

目標値設定の考え方

- 健康日本21清須計画（第2次）の目標値に準ずる。
- 国の自殺総合対策大綱より人口10万人当りで算出する。清須市自殺対策計画の目標値に準ずる（30.0%減）。
- 相談支援体制を整備し、情報提供することで、全員相談できる環境整備をめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
女性がん検診に関する情報提供	広報 4回 出前講座 2回	広報 4回 出前講座 5回
ゲートキーパー養成講座等への参加者数	延べ238人 (平成26年度から令和2年度)	472人 (令和5年度)
パパママ教室の参加者数	192人 (うち男性 83人)	増加

施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実

未婚・離婚率の増加や高齢化の進展により、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。本市においては、全国的な傾向と同様に高齢化が進行しており、高齢単身世帯の増加が顕著となっています。

一般的に女性の高齢単身世帯や母子世帯では厳しい経済状況に置かれがちな傾向にあり、一方で、男性の高齢単身世帯や父子世帯では、地域におけるネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあります。また、家庭における介護は主に女性が担っている状況であり、高齢者等の問題を解決していくことは、女性の問題を解消していくことにもつながります。

高齢者やひとり親家庭、障がいのある人など、困難を抱える人が身近な地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いの仕組みづくり、経済的な自立支援、保健・医療・福祉サービスの充実など、さまざまな面からの働きかけが必要です。

また、グローバル化の進展に伴い、市内在住の外国人が増えています。特に複合的な困難を抱えやすいとされる外国人女性に対しても、関係機関との連携を強化しつつ、社会的支援の充実、情報提供を推進していく必要があります。

施策の方向

1) 高齢者の自立の支援

介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスの利用支援 ●配食サービス事業や要介護認定非該当者に対するヘルパー派遣事業、デイサービス事業の提供などの市独自事業の提供による自立生活の支援 ●単身高齢者等に対する福祉サービス事業の実施 ●介護している家族への支援 ●介護予防事業の実施 ●民生委員と連携した福祉サービス事業の利用勧奨 	高齢福祉課

2) 障がい者の自立の支援

障がいのある人の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートなどによる福祉サービスのニーズの的確な把握と適切な福祉サービスの提供 	社会福祉課

3) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の児童を監護・養育しているひとり親家庭への児童扶養手当、愛知県遺児手当、清須市遺児手当の支給 ●ひとり親家庭で、親が疾病などで日常生活に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣による、食事の世話や住居の掃除などの支援 ●自立支援員による就労相談等の支援の充実 	子育て支援課

4) 外国人女性への支援

在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳（英語、中国語）」、電話通訳（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語）の活用促進による情報の多言語での提供 ●清須市国際交流協会の活動支援と連携の強化 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てアプリ「キヨスマ」では、6ヶ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信 	子育て支援課

施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、すべての人が互いに身体的・精神的・社会的な多様性を理解し合い、生涯を通じて健康的な生活を送ることが前提といえます。特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があり、各年代での身体的な変化が多いことから、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

本市では、市民女性がん検診などの機会を活用し、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導を実施しています。また、性と生命に関する正しい知識の普及や性感染症の予防の啓発のため、小学生・中学生を対象に思春期教室を行っています。しかし、女性自身が主体的に自分の健康を確保していくための「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の社会全体への理解の浸透にはまだ課題が残っている状況となっています。

すべての人が健康に過ごすためには、各種健康診査等の受診について、引き続き呼びかけ、思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた健康づくりを推進していく必要があります。また、近年職場の悩みやストレスによる自殺者が増加していることを踏まえ、メンタルヘルスへの対処やストレスマネジメントを強化していく必要があります。

施策の方向

1) 男女の健康づくりへの支援

女性の検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を啓発するとともに、現代社会におけるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の啓発を行います。

また、身体的・精神的・社会的な多様性に配慮し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。

なお、地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるように地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーの育成を支援します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導の即時実施 ●自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施 ●健康づくりリーダーや食生活改善推進員、女性の会、商工会、企業など地域の団体との協働事業の実施 ●「広報清須」や市のホームページにおける、健康に関する相談機関（来所・電話・メール）の周知 	健康推進課

2) 母子健康づくりへの支援

妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援するとともに、妊婦とその配偶者やパートナーに対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を啓発します。

また、子どもが健康的に過ごせるための知識や健康な生活習慣の実践を普及・啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時の健康相談の実施、問題を抱えた妊婦の把握 ●妊婦等健康診査や乳幼児健康診査等の受診の促進 ●若年妊娠や望まない妊娠等を含めた問題を抱えた妊婦に対する他機関と連携したサポート ●パパママ教室の実施による、妊娠・出産についての知識の啓発、父親の育児参加の促進 ●「広報清須」や子育てアプリ「キヨスマ」、保健事業等を活用した「子育て世代包括支援センター」の周知 	健康推進課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・生命の安全を、ライフステージを通して、権利としてとらえる概念）に関する情報を提供します。

具体的な取り組み	担当課
●思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解の促進	健康推進課 学校教育課

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

課題

- 市民意識調査の結果によるとDV被害者の半数は相談していない現状があるため、潜在化しないよう相談窓口の積極的な周知が必要です。
- 被害者への適切な支援のため、行政を主体とした関係機関とのさらなる連携強化が重要です。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
DVの意味を知っている人の割合	市民意識調査において、「DVの意味を知っている」と回答した人の割合	87.3%	100.0%
DVに関する相談窓口を知っている人の割合	市民意識調査において、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と回答した人の割合	53.4%	80.0%

目標値設定の考え方

- DVについての情報提供を推進し、市民全員に、DVの言葉の意味や内容の認知の浸透を図る。
- DVの相談体制を整備し情報提供することで、相談しやすい環境となることをめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
DV防止に関する情報提供・媒体数	36媒体	46媒体

施策1 DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた情報提供や啓発

配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、虐待などは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが不可欠となっています。

市民意識調査の結果によると、DVの被害者は男女ともに1割未満となり、女性が男性を大きく上回っていますが、近年は男性の被害者も増加傾向にあります。また、DV被害の相談については、「相談していない」が半数以上を占めています。

DV被害者はDV被害を個人的な問題としてとらえる傾向にあり、また、DV被害を受けていない人にとっては、個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲に認識されないまま、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

市民の一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶する機運を醸成していくためには、さまざまな広報媒体を通じて、あらゆる暴力の防止についての情報提供を推進し、意識啓発を行っていくことが大切です。また、近年増加傾向にある若い世代間の暴力（デートDV）などについても、若い世代に正しい理解の浸透を進め、将来的な発生を防止していくことが重要です。

施策の方向

1) 暴力根絶のための啓発の充実

DV、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● DVに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置 ● 「広報清須」や市のホームページを通じた相談機関の啓発 ● 「広報清須」や市のホームページにおける児童虐待通告の周知（児童虐待防止推進月間での11月に実施） 	産業課 子育て支援課

また、児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動 ● 関係課・関係機関との連携強化 	産業課
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課や関係機関との協働による市民への意識啓発 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の実施による、虐待防止の啓発活動 ● 「広報清須」や市のホームページを活用した、虐待防止と情報提供の呼びかけ 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動 	子育て支援課

なお、被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動 ●関係課・関係機関との連携強化 	産業課
<ul style="list-style-type: none"> ●「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動 ●母子保健推進員研修会における啓発活動 	子育て支援課

2) 若年層に対する予防啓発

若い男女間で起きているデートDVに対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校及び大学での講座の実施 ●DV相談に関する啓発カードの公共施設への設置 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校での人権教育の推進 	学校教育課

施策2 相談・連携体制の整備・充実

平成19年のDV防止法の改正に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画を策定することや、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センター機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされるなど、配偶者等からの暴力に対する市町村単位での取り組みの強化が求められています。

市民意識調査の結果によると、DVに関する相談窓口の認知度は5割程度となっており、内訳をみると、「警察署」が約8割、「清須市の相談窓口」「配偶者暴力相談支援センター（愛知県女性相談センター）」が4割台、その他の項目は3割以下に留まっています。

DVの早期発見と支援に向けては、すべての市民に対する相談窓口の周知、市民が訪れやすく、相談しやすい体制づくりが重要です。また、DV被害者を支援する側の理解の不足から被害者がさらに被害を受ける「二次被害」も問題となっており、被害者が安心して相談できるための相談員の資質の向上も不可欠となっています。

また、児童虐待、金銭的困難、健康問題など複合的な問題を抱えている場合も多く、より専門的な対応を迫られることから、関係機関との連携を強化することが求められています。

施策の方向

1) 相談体制の整備・強化

相談員への研修機会を充実し、相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の二次被害を防止します。

具体的な取り組み	担当課
● 青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課 学校教育課

2) 相談業務の周知・啓発

広報紙、市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。

具体的な取り組み	担当課
● 「広報清須」や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」を通じた、女性相談、家庭児童相談窓口の周知	子育て支援課
● 「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知 ● 児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課と協働し、市民の意識啓発を図る	社会福祉課
● 市のホームページの掲載内容を確認し、最新の情報提供に努める	人事秘書課
● 「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知	高齢福祉課

3) 連携体制の充実

庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。

具体的な取り組み	担当課
● 関係機関と連携した専門的な相談への対応 ● 警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ● 虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施 ● 市役所内の連携体制、情報共有体制を強化	全課

施策3 被害者に対する支援の推進

配偶者等からの暴力被害には、身体や生命を脅かされる危険性がともなう場合があるため、身の危険を感じて保護を求めたDV被害者に対して、適切な安全確保を図ることが重要となります。

また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、精神的ケアや経済的援助など、あらゆる面から生活基盤を整える支援を提供していく必要があります。

本市では、DV被害者の一時保護、及び母子生活支援施設への入所支援を実施しています。母子生活支援施設では、母子の生活指導を行う母子指導員により、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなどの相談支援を実施し、被害者やその子どもの自立した生活に向けた相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行っています。さらに、被害者とともに自立に向けた計画の作成を支援しています。

今後も、こうした機能を活かしつつ、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、体制の整備を図ることが重要です。

施策の方向

1) 一時的な保護、支援の実施

DV被害者を一時的に保護し、加害者から離れて自立して生活できるように、関係機関と連携し、施設の入所や就職の斡旋等を行います。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 希望があった場合の母子生活支援施設への円滑な入所支援 ● 関係機関との連携 	子育て支援課

2) 自立支援体制の確立

DV被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子生活支援施設へ入所させることによる経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援 ● 被害者の自立に向けた計画の作成 	子育て支援課